

秦野市子ども計画の具体的な子ども・子育て支援策（既存事業）

第4章 施策の展開

- 1 妊娠・出産期から、親子の成長への切れ目のない支援
(1) 妊娠・出産についての相談・支援体制の充実
①安心して妊娠・出産ができる環境づくり

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
1	妊産婦新生児（未熟児を含む）訪問指導事業	・主に出生連絡票の提出による情報を基に、原則第1子及び専門職の訪問が必要な家庭を対象とする。最長4か月児健康診査受診までの間、妊産婦及び新生児、未熟児を含む乳児のいる家庭に、助産師又は保健師が訪問を実施する。 ・日常生活全般における保健指導及び相談等を行い、妊産婦の不安軽減や健康管理、産後の経過確認、新生児の健全育成を促進する。市外に里帰り、あるいは市外から里帰りしている場合にも、自治体間で連携して実施する。 ・出産後だけでなく、妊娠中に支援が必要な妊婦に、出産に向けた準備等のため、家庭訪問を実施する。	こども家庭支援課	妊娠中から保健師及び助産師等の専門職と顔の見える関係を大切にし、妊産婦の不安軽減、子育てに関する保健指導及び支援に努めています	妊産婦の不安軽減や心身の健康管理、産後の経過確認、新生児等の健全育成を促進するよう努めます。	継続実施	妊産婦新生児（未熟児を含む）訪問指導事業	・主に出生連絡票の提出による情報を基に、原則第1子及び専門職の訪問が必要な家庭を対象とする。最長4か月児健康診査受診までの間、妊産婦及び新生児、未熟児を含む乳児のいる家庭に、助産師又は保健師が訪問を実施する。 ・日常生活全般における保健指導及び相談等を行い、妊産婦の不安軽減や健康管理、産後の経過確認、新生児の健全育成を促進する。市外に里帰り、あるいは市外から里帰りしている場合にも、自治体間で連携して実施する。 ・出産後だけでなく、妊娠中に支援が必要な妊婦に、出産に向けた準備等のため、家庭訪問を実施する。	こども家庭支援課	妊娠中から保健師及び助産師等の専門職と顔の見える関係を大切にし、妊産婦の不安軽減、子育てに関する保健指導及び支援に努めています	妊産婦の心身の健康管理、産後の経過確認及び新生児等の健全育成を図るとともに、事前電話の対応や訪問時間を調整することで、全戸訪問に努めます。
2	乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん訪問事業）	・生後4か月までの乳児のいる家庭（第2子以降で妊産婦新生児訪問を実施していない家庭）を訪問し、子育てに関する不安や悩みを傾聴するとともに、子育て支援に関する情報提供や助言、養育環境の把握をう。	こども家庭支援課	また、里帰りをしている場合にも自治体間で連携を図り、引き続き訪問が受けられることを周知する必要があります。		継続実施	乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん訪問事業）	・生後4か月までの乳児のいる家庭（第2子以降で妊産婦新生児訪問を実施していない家庭）を訪問し、子育てに関する不安や悩みを傾聴するとともに、子育て支援に関する情報提供や助言、養育環境の把握を行う。	こども家庭支援課	こんには赤ちゃん訪問員による訪問と妊産婦及び新生児家庭訪問事業を実施しています。希望しない、あるいは不在等で未訪問の家庭があるため、未訪問家庭の減少に努める必要があります。	事業の周知徹底を図るとともに、事前電話の対応や訪問時間を調整することで全戸訪問に努め、子育てに関する不安や悩みの軽減を図ります。 また、乳児家庭の保護者が安心して育児ができるよう、乳児家庭を訪問するこんには赤ちゃん訪問員に対し、情報提供や研修の機会を確保していきます。
3	養育支援訪問事業	・養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等の専門職又はホームヘルパーが訪問し、専門的支援又は育児家事援助を行う。	こども家庭支援課			一部内容を見直して実施	養育支援訪問事業	・養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等の専門職が訪問し、専門的支援を行う。	こども家庭支援課	支援が必要な家庭を訪問し、家庭の状況に合わせたより適切な養育の確保を進めています。 支援の必要性がありますが、サービスの利用を希望しない家庭への対応が課題となっています。	妊娠期からのきめ細かな対応・事業内容の説明により、専門的支援が必要な家庭が支援を受けやすい体制の整備を図ります。 また、訪問による支援目標を関係機関と確認し、必要時の情報共有をしながら実施していきます。

②安心して子育てできる環境づくり

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
4	産後ケア事業	・母親の心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援として、産婦及び乳児に対する保健指導、育児相談を実施する。 ・母親が休息できる環境と、母親同士が交流する場を提供する。 ・昼食の会食を通じて、産婦に対する食育を支援する。	こども家庭支援課	通常、出産した病院で行われる子どもの1か月児健康診査を終了し、おおむね生後4か月までの母子を対象に、市直営の産後ケア事業（日帰り型）を令和元年度から開始しています。妊産婦新生児訪問時の状況等から、事業参加による支援が望ましい母子を対象としており、事業周知については実施状況を踏まえて検討する必要があります。 また、母子が事業に参加しやすいように、開催場所や回数、日帰り型だけでなく宿泊型の実施についても継続して検討する必要があります。	産後の心身ともに不安定で、子育てに戸惑いが大きい時期に、保健師及び助産師等の専門職が丁寧に対応することで、心身の安定と育児不安の解消を図り、児童虐待の未然防止に努めます。 また、民間事業者による事業実施も含め、国の動向を注視しながら事業の内容を検討していきます。	一部内容を見直して実施	産後ケア事業	・母親の心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援として、産婦及び乳児に対する保健指導、育児相談、母親の休息に向けた支援を実施する。 ・直営型の日帰り型では、集団での実施の特性を生かした母親同士の交流や、昼食の会食を通して産婦に対する食育を支援する。 ・委託している助産院や産科医療機関では、日帰り型、訪問型、宿泊型など母親のニーズに合わせて専門職が必要な支援を実施する。	こども家庭支援課	日帰り型、訪問型、宿泊型とニーズに合った形で産後ケアを利用でき、利用者からは満足が得られたと評価されています。 また、令和6年度からは利用回数が3回から7回に拡充しているため、受け皿の拡充についても検討が必要です。	産後の支援が必要な時期に、確実な支援につながるよう、周知に努めるとともに、受け皿の整備を行い、充足を図ります。

- (2) 妊娠・出産・子育てに関する情報提供の充実
①妊娠・出産・子育てにわたる必要な支援の調整と情報提供

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
5	子育て世代包括支援センター業務	・保健福祉センターに設置している子育て世代包括支援センターを拠点とし、妊娠届出時に、妊婦とその家族に対して面接を実施のうえ、母子健康手帳を交付する。その際、母子保健コーディネーターを中心とした専門職が対応することで、安心して妊娠期を過ごし、出産、子育てに向けた準備ができるよう、継続的に支援する。 ・事業参加を活用しながら、必要に応じて専門職、関係課及び機関等と連携し、妊娠から出産、育児までの切れ目のない支援を丁寧に行う。	こども家庭支援課	少子化や核家族化、地域とのつながりの希薄化、家族関係の複雑さなどの背景から、妊産婦が周囲から十分な支援を受けることが難しくなっています。妊娠により初めて保健福祉センターに来庁する市民もく、「子育て世代包括支援センター」として、妊娠期から出産、育児までの支援を行う拠点であることを周知するための工夫が必要です。 また、個々に合った支援をより丁寧に行うには、妊娠中から子育てに関する事業の見直しや、関係課及び機関が連携を図るための体制整備が必要です。	妊娠期から出産、育児まで、妊産婦と乳幼児（胎児を含む）、その家族の健康の維持向上を図り、特に妊娠届出は、支援の入口に当たるため、対象者が安心を感じられる拠点として、母子保健コーディネーターを中心とした専門職と顔の見える関係を築けるよう努めます。	継続実施	妊娠・出産包括支援事業	妊娠届出時に妊婦とその家族に対して面接を実施のうえ、母子健康手帳を交付し、安心して妊娠期を過ごし、出産、子育てに向けた準備ができるよう、母子保健コーディネーターを中心とした専門職が継続的に支援する。 ・事業参加を活用しながら、必要に応じて専門職、関係課及び機関等と連携し、妊娠から出産、育児までの切れ目のない支援を丁寧に行う。	こども家庭支援課	出生数は減少傾向にありますが、支援が必要な妊婦は増加傾向であり、かつそのリスクが重症化しています。また、その妊婦の介入の拒否も支援を困難にしている一因となっています。妊娠中から産科医療機関等の関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援を図ります。	妊娠中から産科医療機関等の関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援を図ります。

②妊娠・出産・子育てについて学ぶ機会の提供											
現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
6	おめでた家族教室 （父親母親教室） 及び祖父母教室	・妊婦が心身ともに順調に過ごし、夫婦や家族で妊娠・分娩・産褥・育児等について知識や技術の習得をしながら、親となる自覚や役割について考え、参加者同士の交流を図る。 ・初めて祖父母になる方を対象に、育児不安を抱える夫婦の相談相手や育児支援ができるよう祖父母教室を実施する。	こども家庭支援課	おめでた家族教室は、妊娠・出産・子育てに必要な知識の習得だけではなく、産院で実施する機会が少ない父親への沐浴指導や妊婦体験により、夫婦で協力して親となる準備、赤ちゃんのいる生活をイメージするための一助となっており、食に関しては、気軽に参加しやすい試食を中心に実施するなど、妊娠期及び胎児期からの食育に努めています。 また、育児支援体制や行政サービス等、市独自の情報提供を得る機会であり、実生活に役立てられるような内容としていますが、対象者の参加意欲を高め、参加しやすい事業となるよう、さらに工夫が必要です。	妊娠・出産の時期を安心して過ごし、出産を迎えられるようにするため、妊婦とその家族を対象として、妊娠・出産・子育てに必要な知識や技術の習得ができるよう、支援につながる情報提供等を行います。 また、禁酒や禁煙の重要性や妊娠中の食生活等、胎児を健康に育み、低出生体重児を予防するために、妊婦とその家族の健康について普及啓発の充実を図るとともに、夫婦の協力を深め家族の機能を強化するため、妊婦の夫が参加しやすい事業体制を検討していきます。 さらに、子育て経験者からの情報を得ることや、他の家族との交流等により、子育てのイメージができるような取組みを進めていきます。	継続実施	おめでた家族教室 （父親母親教室） 及び祖父母教室	・妊婦が心身ともに順調に過ごし、夫婦や家族で妊娠・分娩・産褥・育児等について知識や技術の習得をしながら、親となる自覚や役割について考え、参加者同士の交流を図る。 ・初めて祖父母になる方を対象に、育児不安を抱える夫婦の相談相手や育児支援ができるよう祖父母教室を実施する。	こども家庭支援課	おめでた家族教室は、妊娠・出産・子育てに必要な知識の習得だけではなく、産院で実施する機会が少ない父親への沐浴指導や妊婦体験により、夫婦で協力して親となる準備、赤ちゃんのいる生活をイメージするための一助となっています。 食に関しては、気軽に参加しやすい試食を中心に実施するなど、妊娠期及び胎児期からの食育を実施しています。	妊娠・出産の時期を安心して過ごし、出産を迎えられるようにするため、妊婦とその家族を対象として、妊娠・出産・子育てに必要な知識や技術の習得ができるよう、支援につながる情報提供等を行います。 また、禁酒や禁煙の重要性や妊娠中の食生活等、胎児を健康に育み、低出生体重児を予防するために、妊婦とその家族の健康について普及啓発の充実を図るとともに、夫婦の協力を深め家族の機能を強化できるよう支援します。

（３）妊婦の経済的負担の軽減による確実な妊婦健康診査の受診											
現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
7	妊婦健康診査費用及び妊婦歯科健康診査費用助成事業	・妊婦と胎児の健康管理を図るため、妊娠中14回の妊婦健康診査費用と、1回の歯科健康診査費用について助成する。 ・里帰り出産等の場合、妊婦健康診査費用については償還払いの取扱いを実施する。	こども家庭支援課	妊娠届出の際、妊婦健康診査等に関する説明及び受診勧奨を個別に行い、健康管理の重要性を伝えていますが、県内外の実施状況を参考にし、助成額及び実施方法等の見直しや、産婦健康診査の実施等、母子の健康支援について検討が必要です。	妊婦と胎児の健康管理の重要性を十分理解することや費用の負担軽減を図ることにより、妊婦健康診査の定期受診や歯科健康診査を確実に受診できるようにします。 また、必要に応じて医療機関と連携し、妊産婦支援の充実を図ります。	継続実施	妊婦健康診査費用及び妊婦歯科健康診査費用助成事業	・妊婦と胎児の健康管理を図るため、妊娠中14回（多胎は16回）の妊婦健康診査費用と、1回の歯科健康診査費用について助成する。 ・里帰り出産等の場合、妊婦健康診査費用については償還払いの取扱いを実施する。	こども家庭支援課	妊娠届出の際、妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査等に関する説明及び受診勧奨を個別に行い、健康管理の重要性を伝えています。妊婦健康診査については県内外の実施状況を参考にし、助成額及び受診券など実施方法等の見直しなどの検討が必要です。	・安全・安心な妊娠・出産への支援の一つとして、妊婦健康診査の定期受診や歯科健康診査の受診勧奨を行います。また、必要に応じて医療機関と連携し、妊産婦支援の充実を図ります。 ・県内外の妊婦健康診査の助成額を含めた実施方法について参考にし、見直しを検討します。

（４）不妊・不育に悩む夫婦に対する支援の充実											
現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
8	特定不妊治療費及び不育症治療費助成事業	・不妊症及び不育症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療を受けた夫婦に対し、治療費の一部を助成する。	こども家庭支援課	不妊症及び不育症に悩む夫婦は、高額な治療を継続して受けている現状があり、治療費負担への不安に対する支援を行うことが必要です。	妊娠を望み、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）や不育症治療を受けている夫婦に治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	継続実施	特定不妊治療費及び不育症治療費助成事業	・不妊症及び不育症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療や不育症治療を受けた夫婦に対し、治療費の一部を助成する。	こども家庭支援課	不妊症及び不育症に悩む夫婦は、高額な治療を継続して受けている現状があり、治療費負担への不安に対する支援を行うことが必要です。	妊娠を望み、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）や不育症治療を受けている夫婦に治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

2 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

(1) 子育てに関する相談の場の充実

①育児不安の解消

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
9	こども相談事業	・18歳未満の子どもに関する相談、児童虐待に関する相談・通告に対応する。	こども家庭支援課	育児に不安のある保護者や、相談できる支援者がいない保護者に対し、保健師、家庭相談員等が相談に応じ、 また、出生数が減少する中、支援者がいない、育児不安があるなど、支援を必要とする親子は増加傾向にあるため、相談者には家庭訪問・電話相談・所内面接等で保健師、助産師等が対応し、職員間で個別の支援方法について検討する機会を持ち、相談体制の充実を図っています。今後は、児童福祉分野とも情報共有する場を設定し、スムーズな連携を図るとともに、引き続き丁寧にかかわっていく必要があります。	子ども家庭総合支援拠点の設置により、保護者及び相談機関からの相談に対し、専門的、継続的な支援を行っています。 また、子育て世代包括支援センターでは、乳幼児健康診査等の事業を活用しながら、家庭訪問・電話相談・所内面接等で相談に対応し、家族の個別性を配慮しながら継続的な育児支援に努めます。	継続実施	こども相談事業	・18歳未満の子どもに関する相談、児童虐待に関する相談・通告に対応する。	こども家庭支援課	令和6年度に「こども家庭センター」を設置したことで、今まで以上に、妊娠期から切れ目のない支援を継続できる体制を整備しました。支援を必要とする親子は増加傾向にあり、情報連携の必要性が高まる中、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な支援ができるよう、相談体制の充実を進め、引き続き丁寧に関わっていく必要があります。	乳幼児健康診査等の事業を活用するほか、家庭訪問・電話相談・所内面接等のアプローチを行うとともに、合同ケース会議やサポートプランの作成等を通して、家族の個性に配慮しながら専門的・継続的な育児支援に努めます。
10	乳幼児の健康相談	・子どもの成長を確認し、日頃の心配や悩みを相談しやすい体制とし、相談者には家庭訪問・電話相談・所内面接等で保健師、助産師等が個々に合った支援を実施する。	こども家庭支援課			継続実施	乳幼児の健康相談	・子どもの成長を確認し、日頃の心配や悩みを相談しやすい体制とし、相談者には家庭訪問・電話相談・所内面接等で保健師、助産師等が個々に合わせた支援を実施する。	こども家庭支援課		

②子どもの疾病や障害の早期発見

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
11	乳幼児健康診査	・子どもの疾病や障害の早期発見、各月齢・年齢に応じた発育・発達の確認、むし歯を含む疾病や事故予防等育児に必要な知識の普及啓発を図り、保健、栄養等の相談に応じるほか、育児支援の場として実施する。 ・4か月児健康診査の会場入口で、先輩ママやシニア世代に当たる、民生委員・児童委員が社会福祉協議会の協力のもと、サロンを設置し、きょうだい児の対応や地域情報を提供する。 【集団方式】4か月児健康診査、7か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査 【個別方式】1歳児健康診査	こども家庭支援課	各月齢・年齢の健康診査は、いずれも高い受診率となっていますが、未受診者が一定数あることから、その対策に努めるほか、受診の必要性が理解されるよう、普及啓発の方法に工夫が必要です。 また、子育て中のほとんどの親子が来庁する機会となっており、受診したことで子どもの成長を喜び、自信を持って子育てができるよう、効果的な知識の普及啓発、支援の場として活用していく必要があります。 4か月児健康診査は出産後、市による初めての健康診査であり、きょうだいと同行している場合にも保護者は緊張や戸惑いを持つことが多いため、保護者が安心して受診することにつながるよう、今後も民生委員・児童委員、社会福祉協議会と連携することが必要です。 さらに、乳幼児健康診査未受診者の中には、育児不安や養育上の問題を抱えている場合もあるため、適切に対応する必要があります。	変化する社会的背景を踏まえ、専門多職種との連携により、子どもの疾病や障害の早期発見、各月齢・年齢に応じた発育・発達の確認、むし歯を含む疾病や事故予防に努めます。 また、保護者の育児不安を解消し、自信を持って子育てができるよう、個々に合った支援を行い、児童虐待の予防と早期発見等の対応に努めます。 座前から産後にかけて特に支援を要する家庭について、引き続き地区担当保健師が対応することで、必要に応じて関係機関と連携を図り、より良い支援につなぐよう努めます。 4か月児健康診査会場では、先輩ママやシニア世代に当たる、民生委員・児童委員が社会福祉協議会の協力のもと、サロンを設置し、きょうだい児の対応や地域情報を提供します。 対象月未受診者に対しては、受診勧奨通知や電話、訪問により、状況把握と子どもの安全確認を行い、全数把握に努めます。	一部内容を見直して実施	乳幼児健康診査	子どもの疾病や障害の早期発見、各月齢・年齢に応じた発育・発達の確認、むし歯を含む疾病や事故予防等、育児に必要な知識の普及啓発を図り、保健、栄養等の相談に応じるほか、育児支援の場として実施する。 4か月児健康診査の会場入口で、先輩ママやシニア世代に当たる、民生委員・児童委員が社会福祉協議会の協力のもと、サロンを設置し、きょうだい児の対応や地域情報を提供する。 【集団方式】4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査 【個別方式】8～10か月児健康診査	こども家庭支援課	各月齢・年齢の健康診査は、いずれも高い受診率となっていますが、未受診者が一定数あることから、その対策に努めるほか、受診の必要性が理解されるよう、普及啓発の方法に工夫が必要です。 また、保護者の育児不安を解消し、自信を持って子育てができるよう、個々に合った支援を行い、児童虐待の予防と早期発見等の対応に努めます。 対象月未受診者に対しては、受診勧奨通知や電話、訪問により、状況把握と子どもの安全確認を行い、全数把握に努めます。	変化する社会的背景を踏まえ、専門多職種との連携により、子どもの疾病や障害の早期発見、各月齢・年齢に応じた発育・発達の確認、むし歯を含む疾病や事故予防に努めます。 また、保護者の育児不安を解消し、自信を持って子育てができるよう、個々に合った支援を行い、児童虐待の予防と早期発見等の対応に努めます。 対象月未受診者に対しては、受診勧奨通知や電話、訪問により、状況把握と子どもの安全確認を行い、全数把握に努めます。

③多職種と連携した個別相談

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
12	乳幼児経過検診 (ニコニコきつず相談)	・乳幼児健康診査等で経過観察を必要とする親子に対し、医師、管理栄養士、心理相談員、保健師による個別相談を実施する。	こども家庭支援課	乳幼児経過検診では、健康診査等で経過観察を必要とする親子に対し、予約制で、個別に、より丁寧に対応していますが、発育・発達や子育てに関する悩みがある親の不安や負担感は強く、継続した支援が必要です。	身体や精神発達、食を含む日常生活に係る多様な悩みに対し、多職種と連携した個別相談を定期的に実施することで、成長・発達に対する相談を充実していきます。	継続実施	乳幼児経過検診 (ニコニコきつず相談)	・乳幼児健康診査等で経過観察を必要とする親子に対し、医師、管理栄養士、心理相談員、保健師による個別相談を実施する。	こども家庭支援課	乳幼児経過検診では、健康診査等で経過観察を必要とする親子に対し、予約制で、個別に、より丁寧に対応していますが、発育・発達や子育てに関する悩みがある親の不安や負担感は強く、継続した支援が必要です。	身体や精神発達、食を含む日常生活に係る多様な悩みに対し、多職種と連携した個別相談を定期的に実施することで、成長・発達に対する相談を充実していきます。

④子育てサロンにおける相談

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
13	地域における育児相談事業	・保健師や管理栄養士等が子育てサロンに出向いて、参加している保護者からの子育てについての心配や悩みに対応し、助言や情報提供を行う。	こども家庭支援課	子育てサロンは、公民館等を活用して民生委員・児童委員や地域のボランティアが主体となって、就園前の子どもを持つ保護者同士が交流する場を提供しています。育児に関する相談のニーズもあるため、身近な環境にある子育てサロンに、保健師や管理栄養士等が出向き、相談できる場に協力していくことが必要です。	身近な地域で開催している子育てサロン等に出向くことで、気軽に保護者が相談できるようにし、育児不安の解消を図ります。 また、子育てサロンを主催する支援者とその地域に合った子育て支援について情報共有し、連携に努めます。	他事業へ統合	親子育児教室 等	市主催の親子育児教室に統合し、必要に応じて、保健師や管理栄養士等が子育てサロンに出向いて、参加している保護者からの子育てについての心配や悩みに対応し、助言や情報提供を行います。	こども家庭支援課		

⑤保護者同士の交流の場の充実

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
14	地域子育て支援拠点事業 （ほけっと21等）	・就園前の子どもとその保護者がふれあうことのできる交流の場を提供し、育児についての情報交換や子育て支援アドバイザーによる相談・助言等を行う。	こども政策課	市内8箇所の「ほけっと21」等では、就園前の子どもとその保護者が、気軽に集い、交流を図ることで、情報交換や気分転換、育児の悩みや疲れを緩和することができています。	就園前の子どもとその保護者が気軽に集い、交流を図り、育児相談ができる場を、身近で気軽にに行ける地域に設置し、子育てに対する不安や負担感の緩和、社会的孤立の解消に努めます。	継続実施	地域子育て支援拠点事業 （ほけっと21等）	・就園前の子どもとその保護者がふれあうことのできる交流の場を提供し、育児についての情報交換や子育て支援アドバイザーによる相談・助言等を行う。	こども政策課	市内10か所の子育て支援センターを運営し、未就園の子どもとその保護者が気軽に集い、情報共有できる場を提供することができています。 また、子育てに関する不安や悩みを子育てアドバイザーに相談できる場となっています。	就園前の子どもとその保護者が気軽に集い、交流を図り、育児相談ができる場を、身近で気軽にに行ける地域に設置し、子育てに対する不安や負担感の緩和、社会的孤立の解消に努めます。 また、自主的に活動するグループが活動しやすい環境を整えられるよう、活動を支援します。
15	コミュニティ保育事業	・就園前の子どもを持つ保護者がグループを作り、保育士の助言を受けながら、児童館や公園等で活動しているコミュニティ保育グループが、継続して安定した運営ができるよう支援する。	こども政策課	また、常駐の子育て支援アドバイザーのきめ細かい気遣いにより、気軽に相談ができる場となっています。 コミュニティ保育では、就園前の子どもを持つ保護者がグループを作り、保育活動を行い、子どもの協調性、社会性及び感受性を養うとともに、保護者同士の交流の場となっています。		継続実施	コミュニティ保育事業	・就園前の子どもを持つ保護者がグループを作り、児童館や公園等で行うコミュニティ保育の活動について、継続して安定した活動ができるよう、その活動を支援する。	こども政策課	コミュニティ保育では、就園前の子どもを持つ保護者がグループを作り、保育活動を行い、子どもの協調性、社会性及び感受性を養うとともに、保護者同士の交流の場となっています。 少子化等の影響により、コミュニティ保育の参加者及びグループ数が減少傾向にあります。	

(2) 育児力を高めるためのきめ細かい支援の充実

①子育てに役立つ知識の普及啓発や情報提供

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
16	目指せイクメン講座	・乳児期に必要な知識の普及啓発や情報提供を行い、親子のふれあいの大切さについて体験を通して学び、特に父親の意識の向上を促すことを目的とし、土曜日に開催する。 ・おめでた家族教室（土曜日開催のみ）の参加者同士の交流時間を設ける。	こども家庭支援課	目指せイクメン講座では、乳児期に必要な知識の普及啓発や、情報提供及び親子のふれあいの大切さについて、父親が体験を通して学べるような工夫を図っており、子育てに関心の高い参加者が多い状況です。さらに多くの父親が子育てに関心を持ち、参加しやすい事業となるように検討が必要です。	親自身が楽しくいきいきと生活できることや、育児を通して子どもとともに成長できることを目指します。親子のふれあいの大切さについて体験を通して学び、特に父親の意識の向上を促し、家族の育児力を高められるよう支援に努めます。	他事業へ統合	離乳食セミナー	「目指せイクメン講座」で取り扱っていた食物アレルギー等については、離乳食セミナーへ統合し、情報提供に努めるほか、引き続きスキンケア等の必要な知識の普及啓発に努めます。	こども家庭支援課		

②離乳食に対する不安の軽減

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
17	離乳食セミナー	・子どもの食べる意欲、消化吸収等の身体の発達、情緒の発達、発語等を促すため、食事の大切さを伝え、食育を支援する。	こども家庭支援課	初めての離乳食に対する親の不安を軽減し、家庭で楽しく食育ができるよう支援をしていく必要があります。	個々の発達に合わせた離乳食のあり方についての理解や認識を深め、食生活の支援に努めます。	継続実施	離乳食セミナー	・子どもの食べる意欲、消化吸収等の身体の発達、情緒の発達、発語等を促すため、食事の大切さを伝え、食育を支援する。	こども家庭支援課	初めての離乳食に対する親の不安を軽減し、家庭で楽しく食育ができるよう支援をしていく必要があります。	個々の発達に合わせた離乳食のあり方についての理解や認識を深め、食生活の支援に努めます。

③食事や育児への不安やストレスの軽減

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
18	幼児食と歯のセミナー	・食を通じてむし歯予防を啓発し、子どもの食べる意欲、身体、情緒、ことばの発達を促す食事の大切さを伝え、食育を支援する。	こども家庭支援課	食事や育児への不安やストレスを軽減し、家庭で楽しく食育ができるよう支援をしていく必要があります。	幼児期における望ましい食生活についての理解や認識を深め、子どもを含めた家族全体の食生活改善を促し、共食を通じた食支援に努めます。	継続実施	幼児食と歯のセミナー	・食を通じてむし歯予防を啓発し、子どもの食べる意欲、身体、情緒、ことばの発達を促す食事の大切さを伝え、食育を支援する。	こども家庭支援課	食事や育児への不安やストレスを軽減し、家庭で楽しく食育ができるよう支援をしていく必要があります。	幼児期における望ましい食生活についての理解や認識を深め、子どもを含めた家族全体の食生活改善を促し、共食を通じた食支援に努めます。

④一人ひとりの個性に応じた子育て支援

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
19	親子育児教室	・集団の特性を生かし子どもの発達に合わせた遊びやかかわり、相談を通じて親子支援を行う。	こども家庭支援課	育てにくさのある子どもを抱えていたり、あるいは自身が出産するまで幼い子どもとふれあう経験が少なかったことなどを背景として、育児不安を持つ親の負担感は強く、保健師等の専門職による支援が必要です。	他の子育て家族や専門職と一緒に子どもの発達に合わせた遊びやかかわりを体験しながら、適宜相談ができるよう、親子の個性に合わせた支援事業を行います。	継続実施	親子育児教室	・集団の特性を生かし子どもの発達に合わせた遊びやかかわり、相談を通じて親子支援を行う。	こども家庭支援課	育てにくさのある子どもを抱えていたり、あるいは自身が出産するまで幼い子どもとふれあう経験が少なかったことなどを背景として、育児不安を持つ親の負担感は強く、保健師等の専門職による支援が必要です。	他の子育て家族や専門職と一緒に子どもの発達に合わせた遊びやかかわりを体験しながら、適宜相談ができるよう、親子の個性に合わせた支援事業を行います。

⑤健康診査の場を活用した子育て支援の充実

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
20	ブックスタート事業	・7か月児健康診査において、絵本を開く楽しい体験とともに、絵本を贈呈し、親子のふれあいを支援する。	図書館	ブックスタート事業では、健康診査に来ることができない、あるいは保健師等の訪問も受けていない親子への実施が課題です。継続して支援するため、図書館等への来館を促す事業や方法等を検討する必要があります。	赤ちゃんに合わせ、贈る本の内容を充実させ、さらに、親子で本を読むことの大切さを伝える時間として、図書館の利用を案内します。そのため、親子で安心して利用できる受入れ態勢を整えます。	一部内容を見直して実施	ブックスタート事業	・4か月児健康診査において、絵本を開く楽しい体験とともに、絵本を贈呈し、親子のふれあいを支援する。	図書館	7か月児健康診査が廃止となったことに伴い、令和5年度から4か月児健康診査においての実施に変更しましたが、ブックスタート事業の主旨のひとつである読み聞かせに参加してもらいにくい状態になっていることなどの課題が生じています。	現状の課題を踏まえつつ、実施方法などを検討しながら事業の継続を図ると共に、図書館への来館を促す取組を関連させて実施します。また、来館しやすい図書館の環境及び雰囲気づくりに取り組みます。

(3) 子育てに関する適切な情報の提供

①就学前の子どもを対象にした食育

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
21	認定こども園、幼稚園、保育所等における楽しい食育事業	・食育キャラクターを活用し、就学前の子どもを対象に「早寝・早起き・朝ごはん」の大切さを伝える食育を実施し、就学前の子どもへの健やかな成長・発達への切れ目のない継続した支援を行う。 併せて、保護者へ「早寝・早起き・朝ごはん」の大切さを伝え、子育てを支援する。	こども家庭支援課	認定こども園、幼稚園及び保育所等において、対象を拡大しながらより多くの子どもへ食育を実施しています。子どもや保護者の意識を高め、実践意欲を育むよう継続して支援していくことが必要です。	引き続き各園と連携し、食育キャラクターを活用して子どもや保護者が楽しみながら望ましい生活習慣づくりができるよう支援します。	一部内容を見直して実施	認定こども園、幼稚園、保育所等における楽しい食育事業	・食育キャラクターを活用し、幼児・学童期の子どもとその保護者を対象に「早寝・早起き・朝ごはん」の大切さを伝える食育を実施し、子どもの健やかな成長・発達への切れ目のない継続した支援を行う。	こども家庭支援課	認定こども園、幼稚園及び保育所等において、対象を拡大しながらより多くの子どもへ食育を実施しています。子どもや保護者の意識を高め、実践意欲を育むよう継続して支援していくことが必要です。	引き続き各園・小学校と連携し、食育キャラクターを活用して子どもや保護者が楽しみながら望ましい生活習慣づくりができるよう支援します。

②はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
22	はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）推進事業	・プランの進行管理や、プランに基づく食育事業により、子育て支援の充実を図る。	こども家庭支援課	庁内会議及び外部委員で組織する食育推進委員会を開催し、プランの進行管理を行っています。 また、食育の実践に結びつくよう、食への関心や理解をさらに深めていく必要があります。	市民一人ひとりが主体となって食育に取り組んでいけるよう、関係課等と連携しながら推進体制の維持向上を図ります。	継続実施	はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）推進事業	・プランの進行管理や、プランに基づく食育事業により、子育て支援の充実を図る。	こども家庭支援課	庁内会議及び外部委員で組織する食育推進委員会を開催し、プランの進行管理を行っています。 また、食育の実践に結びつくよう、食への関心や理解をさらに深めていく必要があります。	市民一人ひとりが主体となって食育に取り組んでいけるよう、関係課等と連携しながら推進体制の維持向上を図ります。

（４）小児医療体制の充実

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
23	予防接種事業	・疾病予防のため、予防接種法に基づく予防接種を実施し、接種勧奨を行う。 ・感染症の流行等については、国の方針（予防接種法の改定を含む。）に基づき、他自治体の情報収集をしながら対応する。	こども家庭支援課	感染症の予防に関して、予防接種が果たしてきた役割は極めて大きいと言えますが、現在は、個人の健康の保持増進を図る面を重視した勧奨接種となっています。子宮頸がん予防ワクチン以外は、感染症予防のため、積極的に推進する必要があります。	接種率向上のため、引き続き接種勧奨を行うとともに、感染症の流行等については、国の方針（予防接種法の改定を含む。）に基づき、他自治体の情報収集をしながら対応に努めます。	継続実施	予防接種事業	・疾病予防のため、予防接種法に基づく予防接種を実施し、接種勧奨を行う。 ・感染症の流行等については、国の方針（予防接種法の改定を含む。）に基づき、他自治体の情報収集をしながら対応する。	こども家庭支援課	感染症の予防に関して、予防接種が果たしてきた役割は極めて大きいと言えますが、近年は新規のワクチンや既存ワクチン同士の混合化など複雑となってきたており、接種のし忘れなどを防ぐための積極的勧奨を引き続き対応していく必要があります。	接種率向上のため、引き続き接種勧奨を行うとともに、感染症の流行等については、国の方針（予防接種法の改定を含む。）に基づき、他自治体の情報収集をしながら対応に努めます。

②小児医療費の助成

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
24	小児医療費助成事業	・子どもの健康の維持及び健全な育成を支援するため、入院・通院にかかる費用の保険適用を受ける医療費自己負担分を助成する。	こども政策課	子どもの健康の維持及び健全な育成を支援するため、保険適用となる医療費の自己負担分を助成しています。現在、中学生までを対象とし、就学前の子どもには所得制限はありません。	引き続き、保険適用を受ける自己負担分を助成します。 また、助成制度の拡充等については、近隣自治体の状況や社会情勢を見極めていきます。	一部内容を見直して実施	こども医療費助成事業	・子育て世帯に係る経済的負担の軽減を図り、子どもの健康の維持及び健全な育成を支援するため、入院・通院にかかる費用の保険適用を受ける医療費自己負担分を助成する。	こども政策課	子育て世帯に係る経済的負担の軽減を図り、子どもの健康の維持及び健全な育成を支援するため、保険適用となる医療費の自己負担分を助成しています。現在、所得制限なく、18歳年度末年齢までを対象としています。	引き続き、保険適用を受ける自己負担分を助成することで、子育て世帯に係る経済的負担の軽減を図り、こどもの健康の維持及び健全な育成を支援します。

③小児救急医療体制の整備

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
25	小児救急医療体制整備事業	・休日の終日及び平日夜間における入院を要する小児救急医療については、秦野伊勢原医師会の事業地域において、空白がないよう受入れ態勢を整え、実施する。 ・入院を要しない場合は、秦野伊勢原医師会が休日夜間急患診療所において救急医療を実施する。	健康づくり課	全ての子どもたちが安心して適切な医療サービスを受けることができるよう、関係機関と連携し、365日の小児救急医療体制を確立しています。	救急医療機関が迅速に患者を受け入れることができるよう、本市だけでなく、近隣の市町村、県、医療機関及び医師会と連携・協力し、小児救急医療の充実を図ります。	継続実施	小児救急医療体制整備事業	・休日の終日及び平日夜間における入院を要する小児救急医療については、秦野伊勢原地域において、空白がないよう受入れ態勢を整え、実施する。 ・入院を要しない場合は、秦野伊勢原医師会が休日夜間急患診療所において救急医療を実施する。	健康づくり課	全ての子どもたちが安心して適切な医療サービスを受けることができるよう、関係機関と連携し、365日の小児救急医療体制を確立しています。	救急医療機関が迅速に患者を受け入れることができるよう、本市はもとより、近隣の市町村、県、医療機関及び医師会と連携・協力し、小児救急医療の充実を図ります。

（５）地域の見守りの充実

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
26	児童館事業	・各館で地域に残る伝統行事等の特色を生かした事業を企画し、自治会、長寿会、子ども会及び青少年指導員等の協力を得て、農業体験、クリスマス会、七夕飾り作り、月見団子作り、卓球大会、児童館まつりなどの事業を実施する。	こども育成課	児童館では、心身ともに健やかな子どもを育成するため、地域と連携して特色ある事業を実施していますが、施設の老朽化に伴い、自治会館や公民館に機能を移転する必要があります。	自治会館の建て替え等に伴い、開放型自治会館として児童館機能を兼ね備えたコミュニティの拠点づくりを推進します。 また、子どもの居場所づくりの取組みが市内で広がるよう、市民団体等と連携しながら啓発を図ります。	継続実施	児童館事業	・各館で地域に残る伝統行事等の特色を生かした事業を企画し、自治会、長寿会、子ども会及び青少年指導員等の協力を得て、農業体験、クリスマス会、七夕飾り作り、月見団子作り、卓球大会、児童館まつりなどの事業を実施する。	こども育成課	児童館では、心身ともに健やかな子どもを育成するため、地域と連携して特色ある事業を実施していますが、施設の老朽化に伴い、自治会館や公民館に機能を移転する必要があります。	自治会館の建て替え等に伴い、開放型自治会館として児童館機能を兼ね備えたコミュニティの拠点づくりを推進します。
27	子どもの未来応援事業	・全ての子どもを対象に、食事の提供や学習支援、遊び、見守りを行う「子どもの居場所」事業に取り組む市民団体に対し、運営費の一部を補助し、継続して安定した運営ができるよう支援する。	こども政策課	全ての子どもを対象に、食事の提供や学習支援、遊び、見守りを行う「子どもの居場所」事業に取り組む市民団体等と連携し、地域交流を推進していますが、活動地域に限られており、参加できる子どもに限られてしまうことから、他地域でも機運が醸成されるようにしていくことが必要です。	自治会館の建て替え等に伴い、開放型自治会館として児童館機能を兼ね備えたコミュニティの拠点づくりを推進します。 また、子どもの居場所づくりの取組みが市内で広がるよう、市民団体等と連携しながら啓発を図ります。	継続実施	子どもの未来応援事業	・全ての子どもを対象に、食事の提供や学習支援、遊び、見守りを行う「子どもの居場所」事業に取り組む市民団体に対し、運営費の一部を補助し、継続して安定した運営ができるよう支援する。	こども政策課	子どもの居場所づくりに取り組む市民団体等と連携し、地域交流を推進していますが、活動地域が一部の地域に偏らず全市的に拡がるよう、居場所づくりに取り組む市民団体の把握・支援に努めます。	子どもの居場所づくりに取り組む団体と情報共有しながら、効果的な啓発を行い、子どもの居場所づくりの活動が市内全域に拡がるよう努めていきます。

②青少年の健全育成に関する支援

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
28	青少年非行防止	・非行防止のための啓発パンフレットの作成・配布及び声かけ運動の実施、青少年に有害な社会環境の実態調査や巡回街頭指導を行い、環境浄化に向けた取組みを推進する。	こども育成課	社会環境の急激な変化に伴い、子どもたちの意識も多様化・複雑化する中で、不登校や少年非行等の問題行動に対する適切な指導が求められています。	子どもが社会から孤立して不登校や非行に走るのではないよう、日頃からコミュニケーションの場である地域の活動を活発にするとともに、相談・指導を行い、地域全体で子どもを見守る社会づくりを推進します。	継続実施	青少年非行防止活動事業	・専門街頭指導員による巡回指導、警備員による巡回警備委託、非行防止パンフレットの配布、あいさつ声かけ運動の実施により、非行防止に向けた取組を推進する。	こども育成課	社会環境の急激な変化に伴い、子どもたちの意識も多様化・複雑化する中で、不登校や少年非行等の問題行動に対する適切な指導が求められています。	子どもが社会から孤立して不登校や非行に走るのではないよう、日頃からコミュニケーションの場である地域の活動を活発にするとともに、相談・指導を行い、地域全体で子どもを見守る社会づくりを推進します。
29	地域・団体活動の推進	・地域における子どもたちの活動をより活発にし、子どもたちにとって魅力ある地域づくりの推進を図るため、青少年育成団体に対する支援体制の一層の充実に努める。	こども育成課			継続実施	青少年育成地域活動推進事業	・地域における子どもたちの活動をより活発にし、子どもたちにとって魅力ある地域づくりの推進を図るため、青少年育成団体に対する支援体制の一層の充実に努める。	こども育成課		

③地域の教育・文化活動の充実

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
30	かみ放課後子ども教室	・放課後の安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）の確保を図り、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを継続する。	生涯学習課	かみ放課後子ども教室では、上公民館において、市立上小学校の児童を対象に、ボランティア指導者により勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を実施していますが、今後はボランティアの指導や育成について検討することが必要です。	継続してボランティアや関係団体等と連携し、子どもたちとともに交流活動を行うことを通じて、子どもたちが地域社会の中で、心豊かに育まれる環境づくりに取り組みます。	継続実施	かみ放課後子ども教室	放課後の安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）の確保を図り、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを継続する。	生涯学習課	かみ放課後子ども教室では、上公民館において、市立上小学校の児童を対象に、ボランティア指導者により勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を実施していますが、今後は新たなボランティアの確保や育成について検討する必要があります。	引き続き、ボランティアや関係団体等と連携し、子どもたちとともに交流活動を行うことを通じて、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりに取り組みます。

④教育・技術指導を行う団体への支援

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
31	はだのつ子応援券交付事業	・子どもを対象とした学習・教育若しくは技術に係る指導行為又はその成果の発表を目的とした公共施設の専用利用及び庭球場の個人利用について、応援券を使用することで施設使用料の半額を減免する。	行政経営課	子育て支援の一環として、子どもに対し、学習・教育若しくは技術に係る指導を行う団体が、公共施設等を使用する際の費用負担を軽減し、継続的な活動を支援しています。	市広報やホームページ等により利用者へ広く周知を図り、引き続き制度の浸透と利用促進に努めます。 また、利用状況を把握するとともに、今後の公共施設のあり方を踏まえた施設使用料の見直しと合わせて効果等を検証し、必要に応じて見直しを図ります。	継続実施	はだのつ子応援券交付事業	子どもを対象とした学習・教育若しくは技術に係る指導行為又はその成果の発表を目的とした公共施設の専用利用及び庭球場の個人利用について、応援券を使用することで施設使用料の半額を減免する。	行政経営課	子育て支援の一環として、子どもに対し、学習・教育若しくは技術に係る指導を行う団体が、公共施設等を使用する際の費用負担を軽減し、継続的な活動を支援しています。	市広報やホームページ等により利用者へ広く周知を図り、引き続き制度の浸透と利用促進に努めます。 また、今後の公共施設の方向性を踏まえ、必要に応じて施設使用料と合わせて運用方法の見直しを図ります。

3 思春期の保健対策の充実
(1) 命の尊さを学ぶ場の充実

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
32	赤ちゃんふれあい体験	・命の尊さを学び、親と子の関係を考え、自分自身を見つめ直す機会とするため、中学生が赤ちゃんとふれあう体験を実施する。	こども家庭支援課	赤ちゃんふれあい体験では、中学生が、赤ちゃんとのかし方等の講座を聴き、その後に参加する乳児健康診査や離乳食セミナー等の事業の中で、赤ちゃんを抱いたり、母親から話を聞いたりすることで、命の尊さを感じ、親に対する感謝の気持ちが表出されています。夏休み期間を活用し、実施していますが、参加人数を増やすために、効果的な周知が必要です。	市内の各中学校と連携を図りながら、より多くの子どもが体験できるよう努めます。	他事業へ統合	プレコンセプションケアの周知	思春期からの男女を対象とした、プレコンセプションケア事業において、自分の身体や将来の妊娠のための健康管理を促す取組のほか、命の尊さを伝える取組を推進します。	こども家庭支援課		

(2) 学校保健と地域保健との連携
①喫煙防止教育

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
33	喫煙防止教育	・依頼のあった市内の各小中学校の児童・生徒、PTA活動等の保護者を対象にタバコの危険性を伝える。	健康づくり課	市内の各小中学校に広く周知し、より多くの学校で健康教育を実施する必要があります。	市内の各小中学校の児童・生徒だけでなく、市内の各小中学校の児童・生徒だけでなく、その保護者を対象にタバコの危険性を伝える。	継続実施	喫煙防止教育	・依頼のあった市内の各小中学校の児童・生徒及び、その保護者を対象にタバコの危険性を伝える。	健康づくり課	市内の各小中学校に広く周知し、より多くの学校で健康教育を実施する必要があります。	市内の各小中学校の児童・生徒に加え、保護者に対しても、喫煙防止教育を推進します。

②薬物乱用防止教育

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
34	薬物乱用防止教室	・市内の各小中学校において、県の「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育推進事業」等を活用し、県営の少年相談員や青少年相談員等を講師として依頼し、講演会や学習会を開催する中で児童・生徒に啓発を行う。	教育指導課	薬物乱用防止教育を推進していくため、学校だけでなく、各関係機関と連携した活動が繰り返し必要です。	今後も薬物乱用防止教室等で「正しい知識の習得」、「薬物乱用を絶対に許さないという意識の高揚」、「誘惑を断る勇氣」、「自分を大切にする心の育成」が図れるよう取り組みます。	継続実施	薬物乱用防止教室	・市内の各小中学校において、県の「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育推進事業」等を活用し、県営の少年相談員や青少年相談員等を講師として依頼し、講演会や学習会を開催する中で児童・生徒に啓発を行う。	教育指導課	薬物乱用防止教育を推進していくため、学校だけでなく、各関係機関と連携した活動が繰り返し必要です。	今後も薬物乱用防止教室等で「正しい知識の習得」、「薬物乱用を絶対に許さないという意識の高揚」、「誘惑を断る勇氣」、「自分を大切にする心の育成」が図れるよう取り組みます。

(3) メンタルヘルス対策の充実

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
35	訪問型個別支援事業	・様々な課題により、「学校に行きたくても行けない」「学校を休みがちになってしまった」児童・生徒を対象として、支援員が各家庭を訪問して一人ひとりの特性に応じた活動と一緒にすることで、支援員との関係性を築きながら、コミュニケーション能力や社会性を身に付け、学校や新たな学びの場への復帰を目指すための支援を行う。 ・児童・生徒、保護者等からの学校生活全般にわたる相談の窓口及び内容に応じた関係機関等と連携し、的確な助言や支援の橋渡しを行う。	教育指導課 教育研究所	様々な要因により登校しない、あるいは登校したくともできない状態は、全国的に増加しており、本市でも同様の傾向となっています。その要因としては、「不安傾向がある」が一番多く、次に「無氣力の傾向がある」となっており、主に成長期の様々な環境の変化などに起因していることから、家庭や医療心理との連携したメンタルヘルス対策が重要となってきています。	基本目標2で展開していることも相談事業に加えて、学校教育にかかわる悩み等に対しての相談体制をさらに強化するため、新たに訪問型個別支援教室に電話等の相談窓口を設置し、必要に応じて臨床心理士やスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携を図りながら相談支援を実施していきます。	継続実施	訪問型個別支援事業	・訪問型個別支援教室「つばさ」では、様々な課題により、「学校に行きたくても行けない」「学校を休みがちになってしまった」児童・生徒を対象として、支援員が各家庭を訪問して一人ひとりの特性に応じた活動と一緒にすることで、支援員との関係性を築きながら、コミュニケーション能力や社会性を身に付け、学校や新たな学びの場への復帰を目指すための支援を行う。 ・児童・生徒、保護者等からの学校生活全般にわたる相談の窓口及び内容に応じた関係機関等と連携し、的確な助言や支援の橋渡しを行う。	教育指導課 教育研究所	様々な要因により登校しない、あるいは登校したくともできない状態は、全国的に増加しており、本市でも同様の傾向となっています。その要因としては、「不安傾向がある」が一番多く、次に「無氣力の傾向がある」となっており、主に成長期の様々な環境の変化などに起因していることから、家庭や医療心理との連携したメンタルヘルス対策が重要となってきています。	基本目標2で展開していることも相談事業に加えて、学校教育にかかわる悩み等に対しての相談体制をさらに強化するため、令和2年に訪問型個別支援教室に電話等の相談窓口を設置しており、必要に応じて臨床心理士やスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携を図りながら、相談支援を実施していきます。
36	スクールソーシャルワーカー活用事業	・スクールソーシャルワーカーは、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた家庭環境等への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。	教育指導課 教育研究所			継続実施	スクールソーシャルワーカー活用事業	・スクールソーシャルワーカーは、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、課題を抱えた児童・生徒に対し、児童・生徒が置かれた家庭環境等への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築等、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。	教育指導課 教育研究所		
37	スクールカウンセラー等配置活用事業	・臨床心理士等の専門家をスクールカウンセラーとして、各中学校区に週1～2回派遣し、学校の教育相談体制の中で、学校外の専門家として、児童・生徒、保護者、教職員に対し、専門的見地から、カウンセリングやアセスメント（情報収集・見立て）、コンサルテーション（専門家による指導・助言を含めた検討）等を行う。	教育指導課			継続実施	スクールカウンセラー等配置活用事業	・臨床心理士等の専門家をスクールカウンセラーとして、各中学校区に週1～2回派遣し、学校の教育相談体制の中で、学校外の専門家として、児童・生徒、保護者、教職員に対し、専門的見地から、カウンセリングやアセスメント（情報収集・見立て）、コンサルテーション（専門家による指導・助言を含めた検討）等を行う。	教育指導課		

4 全ての家庭が安心して子育てできる環境づくり
(1) 産後休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
38	利用者支援事業 (保育コンシェルジュ)	・教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、保護者からの相談に応じて必要な情報提供・助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行う。 ・母子保健コーディネーターと連携して情報の共有を図り、個々の状況に応じてきめ細やかに対応する。	保育こども園課		母子保健コーディネーターと連携し、情報を共有しながら、保育の希望をはじめ、子ども・子育てのあらゆる相談に応えることが可能となることを目指し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。また、産後休業及び育児休業の期間満了時において、保育を希望する保護者が円滑に特定教育・保育施設等を利用できるよう、ニーズに応じた教育・保育施設や地域型保育事業の整備を計画的に進めるとともに、産前・産後及び育児休業期間中の保護者に対しては、利用者支援事業等により必要な情報の提供や相談支援を行えるよう体制を強化します。さらに、民間保育所等において、保育士の不足による待機児童の発生を防ぐため、保育士の就労を支援します。	継続実施	利用者支援事業 (保育コンシェルジュ)	・教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、保護者からの相談に応じて必要な情報提供・助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行う。 ・母子保健コーディネーターと連携して情報の共有を図り、個々の状況に応じてきめ細やかに対応する。	保育こども園課	4月1日時点の待機児童は、令和4年度以降、解消しているものの、保留児童は発生しています。また、月日が経過するとともに、保育所等の利用申込みは増加しており、年度の途中では待機児童は発生する状況となっています。このような中、保育所等では、年度途中の申込みを受け入れられる体制の確保に努めています。が、全国的に保育士が不足している状況において、非常に困難な状況です。	母子保健コーディネーターと連携し、情報を共有しながら、保育の希望をはじめ、子ども・子育てのあらゆる相談に応えることが可能となることを目指し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。また、産後休業及び育児休業の期間満了時において、保育を希望する保護者が円滑に特定教育・保育施設等を利用できるよう、ニーズに応じた教育・保育施設や地域型保育事業の整備を計画的に進めるとともに、産前・産後及び育児休業期間中の保護者に対しては、利用者支援事業等により必要な情報の提供や相談支援を行えるよう体制を強化します。さらに、民間保育所等において、保育士の不足による待機児童の発生を防ぐため、保育士の就労を支援します。
39	施設整備の支援 (認可保育所等の新・増設)	・保育施設としての機能を十分に果たすため、施設等の老朽化や定員の拡大に対応する施設整備について支援する。	保育こども園課	待機児童が発生している状況において、保護者が保育所等への入所時期を考慮して、育児休業の取得のためらったり、育児休業からの職場復帰を早めたりする現状があります。		継続実施	施設整備の支援	・保育施設としての機能を十分に果たすため、施設等の老朽化や定員の拡大に対応する施設整備について支援する。	保育こども園課		
40	保育士の就労支援	・市内の民間保育所等における保育の実施に必要な保育士を確保するため、保育士の就労を支援する。	保育こども園課			継続実施	保育士の就労支援	・市内の民間保育所等における保育の実施に必要な保育士を確保するため、保育士の就労を支援する。	保育こども園課		

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する神奈川県等との連携

①児童虐待防止						修正内容					
現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
41	こども相談事業 (子ども家庭総合支援拠点業務)	・18歳未満の子どものに関する相談、児童虐待に関する相談・通告に対応する。 ・秦野市要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関との連携を通して、要保護児童等を支援する。	こども家庭支援課	育児を精神的負担と感じたり、不安になったりすることは、特別なことではなく、誰でもなり得ることであると認識し、子育てをする全ての家庭を対象にした、幅広い子育て支援を充実させる必要があります。 相談件数は毎年増加しており、その内容が複雑かつ深刻化しているため、相談員等の資質の向上を図り、より専門的・継続的に子どもとその保護者等を支援していく必要があります。	新たに設置した「子ども家庭総合支援拠点」を充実させ、総合的に子ども家庭支援全般に係る業務、関係機関との連絡調整及び要保護児童等への支援業務を行います。 また、秦野市要保護児童対策地域協議会の活用により、関係機関との連携強化を図り、より専門的・継続的な支援の実施に努めます。	継続実施	こども相談事業 (要保護児童対策地域協議会業務)	・18歳未満の子どものに関する相談、児童虐待に関する相談・通告に対応する。 ・秦野市要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関との連携を通して、要保護児童等を支援する。	こども家庭支援課	令和6年度に「こども家庭センター」を設置したことで、今まで以上に妊娠前から切れ目のない支援を継続できる体制が整備できました。 子育てをする全ての家庭を対象にした幅広い支援を充実させるため、相談員等の資質の向上を図り、より専門的・継続的に子どもとその保護者等を支援していく必要があります。 相談内容は複雑化しており、特に児童虐待の「発生予防」、「早期発見・対応」、「子どもとその保護者等への支援」の強化が求められているため、要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関との連携を更に強化する必要があります。	子ども家庭支援全般に係る業務、関係機関との連絡調整及び要保護児童等への支援業務を充実させます。 また、要保護児童対策地域協議会の活用により、関係機関との連携強化を図り、より専門的・継続的な支援の実施に努めます。
42	親支援講座事業	・児童虐待の発生を未然に防ぐため、親と子が良好な関係を築き、子どもとのコミュニケーションの方法を学ぶ講座「楽しい子育て講座」や子育て支援に関する活動に携わっている人を対象とした「保育・教育関係者のためのスキルアップ研修」を行う。	こども家庭支援課	児童虐待の「発生予防」、「早期発見・対応」、「子どもとその保護者等への支援」の強化が必要です。		継続実施	親支援講座事業	・児童虐待の発生を未然に防ぐため、親と子が良好な関係を築き、子どもとのコミュニケーションの方法を学ぶ「楽しい子育て講座」や子育て支援に関する活動に携わっている人を対象とした「保育・教育関係者のためのスキルアップ研修」を行う。	こども家庭支援課	講座やスキルアップ研修では、実際に体験しながら子育てに関する知識や技術を学べたとの意見が参加者から多く聞かれる状況です。土曜日開催の講座は、父親の参加も増えつつあります。 多くの保護者や保育・教育関係者が子育てや現場に役立つ内容として関心を持ち、参加を希望する事業となるよう検討が必要です。	親子のコミュニケーションのとり方等に関する知識や技術を体験を通して学び、良好な親子関係が築けるような講座を開催し、家庭への子育て支援や保育・教育現場での保護者支援の充実に努めます。

②ひとり親家庭の自立支援

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
43	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	・ひとり親家庭の自立を促進するため、スキルアップを支援する。ひとり親家庭の母又は父が、雇用保険制度の教育訓練給付の講座を受講し、終了した場合に経費の一部を支給する（雇用保険法施行規則の規定による教育訓練給付金の有無により、支給割合が異なる）。	こども政策課			継続実施	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	・ひとり親家庭の自立を促進するため、スキルアップを支援する。ひとり親家庭の母又は父が、雇用保険制度の教育訓練給付の講座を受講し、終了した場合に経費の一部を支給する（雇用保険法施行規則の規定による教育訓練給付金の有無により、支給割合が異なる）。	こども政策課		
44	母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業	・ひとり親家庭の母又は父が、就職に役立つ資格を取得し、生活の安定を図ることができように支援する。 ・養成機関で1年以上の教育課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる者に一定額を支給する。	こども政策課	ひとり親家庭の早期自立を目指し、資格を生かした就職につながるよう、継続して支援していくことが必要です。	ひとり親家庭の早期自立を目指し、就労に向けて能力を啓発したり、資格を取得するための費用負担を軽減することで、就業や求職活動を支援します。	継続実施	母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業	・ひとり親家庭の母又は父が、就職に役立つ資格を取得し、生活の安定を図ることができように支援する。 ・養成機関で6か月以上の教育課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる者に一定額を支給する。	こども政策課	ひとり親家庭の早期自立を目指し、資格を生かした安定的な就労につながるよう、継続して支援していくことが必要です。	ひとり親家庭の早期自立を目指し、就労に向けて自己啓発を促し、資格を取得するための費用負担を軽減することで、就業や求職活動を支援します。 国においてひとり親家庭の自立支援が推進される中、引き続き、様々な機会を利用して事業の周知を図り、利用者の拡大に努めます。

③障害のある子どもの支援及び相談

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
45	障害児デイサービス事業 (たんぼぼ教室)	・発達の違いや障害の疑いがある就学前の子どもに対し、心身の発達を促し、機能回復を図るため、個々の状況に合わせた訓練指導を行うとともに、保護者への指導・助言を合わせて行う。	障害福祉課			継続実施	障害児通所支援事業等の充実 (児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)	・発達の遅れや障害の疑いがある子どもに対し、心身の発達を促すため、個々の状況に応じた機能訓練、生活訓練及び社会性を育む訓練等の療育を行う。また、保護者に対し、相談対応、情報提供及び助言を行う。 ・利用している保育所や小学校等の施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。	障害福祉課		
46	ことばの相談室	・就学前の子ども（健常児・障害児）を対象に、言葉の発達上の問題及び精神発達上の問題について、相談・指導・訓練を行う。	障害福祉課			継続実施	ことばの相談室	・就学前の子どもを対象に、専門の臨床心理士及び言語聴覚士が言葉や情緒のについての相談や訓練を行う。	障害福祉課		
47	障害児早期療育推進事業	・就学前の子どもを対象に、障害の早期発見及び早期療育事業の推進のため、関係機関等が早期に連携を保ち、総合的に処遇を図る。 ・療育相談員が、発達に心配のある子どもの生活上の相談を受け、不安の解消を図る。また、必要に応じて関係機関等へのコーディネートを行う。 ・早期療育事業推進会議を運営する。	障害福祉課	支援を必要とする子どもが、必要とする時期に支援を円滑に受けられるよう、実施体制を整える必要があります。	障害のある子どもの健全な育成を目指すデイサービス事業や、ことばの相談事業の相談・訓練では、日常生活への適応を目指した取組みを進めていくとともに、肢体不自由児への対応や、教育委員会等と連携し、就学後も参加できるような事業の実施についても検討します。 また、夏休みなど、長期休業中のデイサービスについては、民間事業所等と連携して情報交換を図りながら、適切な対応を心がけます。 さらに、障害のある子どもがいる家庭へ適切な支援を行うため、保健・医療と連携し、保護者のニーズを的確にとらえる相談業務の拡充を図るとともに、その中で、専門家によるカウンセリングの実施も検討します。	継続実施	障害児早期療育推進事業	・療育相談員を配置し、発達に心配のある子どもの生活上の相談を受け、必要に応じて福祉・医療機関等の関係機関等への橋渡しを行う。 ・早期から適切な治療、教育を受けることができるよう、関係機関等との連携を強化し、早期療育システムの推進を図る。 ・早期療育推進会議を運営し、インクルーシブ保育・教育の利用について検討を行う。	障害福祉課	ことばの遅れや情緒面等の発達を心配する相談が近年継続して増えています。障害や発達に課題のある子どもの健やかな育成には、できるだけ障害を早期に発見し、適切な療育を受けられる支援体制の充実が必要でず。 また、一人ひとりの発達課題に応じて切れ目なく一貫した支援を提供するためには、関係機関の連携強化が求められます。	障害のある子どもの育成については、できるだけ早期に適切な療育を行うことにより、生活能力の向上を図り、自立と社会参加を目指すことができます。 ・発達に支援が必要な就学前の子どもが、できるだけ早い段階から適切な療育を受けられるよう、専門職による質の高い相談支援体制の充実を図ります。 ・また、関係機関が連携し、こどもの成長過程に応じた切れ目のない一貫した支援を提供する早期療育システムの運用を円滑に進めます。 ・家族のかかり方が療育に及ぼす影響が大きいいため、不安の軽減に向け、きめ細かに対応します。

④統合保育・教育

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
48	統合保育・教育	・集団生活の中で、個別の支援が必要な就学前の子どもに対し、統合保育・教育を実施する。 ・早期療育システムの円滑な運営及び関係機関との連携を推進する。	障害福祉課 保育こども園課 教育総務課 教育指導課			継続実施	インクルーシブ保育・教育	・集団生活の中で、個別の支援が必要な就学前の子どもに対し、教育の連続性を図り、インクルーシブな環境づくりを行い、適切な支援を実施する。 ・早期療育システムの円滑な運営及び関係機関との連携を継続する。	障害福祉課 保育こども園課 教育総務課 教育研究所		
49	巡回相談事業	・個別の支援を必要とする就学前の子どもとの保育にかかわる幼稚園教諭、保育教諭及び保育士の指導方法の改善・充実を図るため、専門職員に依頼し、助言を受ける。	障害福祉課 教育指導課			継続実施	巡回相談事業	・個別の支援を必要とする就学前の子どもとの保育にかかわる幼稚園教諭、保育教諭及び保育士の指導方法の改善・充実を図るため、臨床心理士等の専門職員に依頼し、助言を受ける。	障害福祉課 教育指導課		

(3) 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

①働き方の見直しを促進する啓発活動

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
50	労働者福祉対策事業	・労働者及び事業者並びに一般市民を対象に、労働講座を開催し、労働問題に関する知識の習得や理解を深めるとともに、相互信頼を基礎とする労使関係の確立を図る（県かながわ労働センター、秦野商工会議所と共催）。	産業振興課	育児や介護との両立等働く方のニーズの多様化に直面し、仕事と家庭の両立ができるように雇用環境の改善を促進することが求められています。このため、労働者や事業者はもとより多様な働き手が「働き方の見直し」に対する意識の醸成を高める必要があります。	国や県が実施する各種啓発事業の周知を図ります。	継続実施	労働者福祉対策事業	・労働者、事業者及び一般市民を対象に、労働講座を開催し、労働問題に関する知識の習得や理解を深めるとともに、相互理解を基礎とする労使関係の確立を図る（県かながわ労働センター、秦野商工会議所と共催）。	産業振興課	仕事と家庭の両立ができる雇用環境が求められています。多様な働き方が広がる中、労働者や事業者のそれぞれに「働き方の見直し」への意識醸成が必要です。	国や県が実施する各種啓発事業の周知を図ります。

②女性の就業支援

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
51	求職者就職支援事業	・求職者の求職活動とキャリア形成を支援するため、適職発見、求人情報の活用方法、プレゼンテーション方法、面接トレーニング等を中心とした求職者カウンセリングを実施する。 ・女性専用相談日を年4回実施する。また、保育ボランティアの協力による保育を毎月1回実施する。	産業振興課	結婚や出産を機に退職する女性が多い中、子育て後に再び求職活動やキャリア形成を図りたい女性を支援するための取組が必要です。	「秦野市ふるさとハローワーク」において、求職者に対して職業相談、職業紹介等を実施するほか、求職者カウンセリングにおいて、女性専用相談日を設置し、求職者の円滑な就業を支援します。 また、就労に関する各種相談会等の周知を図ります。	継続実施	求職者就職支援事業	・求職者の求職活動とキャリア形成を支援するため、適職発見、求人情報の活用方法、プレゼンテーション方法、面接トレーニング等を中心とした求職者カウンセリングを実施する。 ・女性専用相談日を年4回実施する。また、保育ボランティアの協力による保育を毎月1回実施する。 ・子育てと仕事の両立を目指す方向けの就職相談会を実施する。	産業振興課	結婚や出産を機に退職する女性が多い中、子育てと仕事の両立を目指し、再び求職活動やキャリア形成を図る女性を支援する取組が必要です。	「秦野市ふるさとハローワーク」において、職業相談、職業紹介等を実施するほか、求職者カウンセリングに女性専用相談日を設け、求職者の円滑な就業を支援します。さらに、子育て世帯就職相談会を実施し、子育てと仕事の両立を目指す世帯を支援します。 また、就労に関する各種相談会等の周知を図ります。

5 支援を必要とする子どもを守る体制づくり

(1) 生きる力を育む教育環境の整備

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
52	就学援助	・学校教育法に基づき、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒に対し、学用品費等の支援を行う。	学校教育課	全ての子どもが質の高い教育を受けられるようにする必要がありますが、養育環境の違いや、教育に関する費用が家庭の負担となるなどの理由から、家庭における学習環境、就学の機会や選択肢に格差が生じています。	全ての子どもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することは、子どもたちの進学率の上昇や職業の選択肢を増やし、所得の増大につながります。未来の担い手を育成するという観点から、学資の援助、学習の支援等、子どもの教育のために必要な支援を行います。 また、進学や就職に対する意欲や意識が向上するよう相談事業の充実を図ります。	継続実施	就学援助	・学校教育法に基づき、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒に対し、学用品費等の支援を行う。	学校教育課	全ての子どもが質の高い教育を受けられるようにする必要がありますが、養育環境の違いや、教育に関する費用が家庭の負担となるなどの理由から、家庭における学習環境、就学の機会や選択肢に格差が生じています。	全ての子どもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することは、子どもたちの進学率の上昇や職業の選択肢を増やし、所得の増大につながります。未来の担い手を育成するという観点から、学資の援助、学習の支援等、子どもの教育のために必要な支援を行います。 また、進学や就職に対する意欲や意識が向上するよう相談事業の充実を図ります。
53	特別支援教育就学奨励費	・教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ特別支援学級への就学という事情をかんがみ、特別支援学級に就学する児童・生徒に必要な支援を行う。	学校教育課			継続実施	特別支援教育就学奨励費	・教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ特別支援学級への就学という事情を踏まえて、特別支援学級に就学する児童・生徒に必要な支援を行う。	学校教育課		
54	学習支援事業	・生活困窮世帯及び生活保護世帯の小学校1年生から高校3年生までを対象として、教員OB・OG、学生ボランティアの学習支援員による個別の学習指導や進路相談を行う。	教育指導課			継続実施	学習支援事業	・生活困窮世帯及び生活保護世帯の小学校1年生から高校3年生までを対象として、教員OB・OG、学生ボランティアの学習支援員による個別の学習指導や進路相談を行う。	教育指導課		
55	訪問型個別支援事業【再掲】	・様々な課題により、「学校に行きたくても行けない」「学校を休みがちになってしまった」児童・生徒を対象として、支援員が各家庭を訪問して一人ひとりの特性に応じた活動と一緒に行うことで、支援員との関係性を築きながら、コミュニケーション能力や社会性を身に付け、学校や新たな学びの場への復帰を目指すための支援を行う。 ・児童・生徒、保護者等からの学校生活全般にわたる相談の窓口及び内容に応じた関係機関等と連携し、的確な助言や支援の橋渡しを行う。	教育指導課 教育研究所						教育指導課 教育研究所		
56	スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	・スクールソーシャルワーカーは、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた家庭環境等への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。	教育指導課 教育研究所						教育指導課 教育研究所		
57	スクールカウンセラー等配置活用事業【再掲】	・臨床心理士等の専門家をスクールカウンセラーとして、各中学校区に週1～2回派遣し、学校の教育相談体制の中で、学校外の専門家として、児童・生徒、保護者、教職員に対し、専門の見地から、カウンセリングやアセスメント（情報収集・見立て）、コンサルテーション（専門家による指導・助言を含めた検討）等を行う。	教育指導課						教育指導課		
58	はだのっ子応援券交付事業【再掲】	・子どもを対象とした学習・教育若しくは技術に係る指導行為又はその成果の発表を目的とした公共施設の専用利用及び庭球場の個人利用について、応援券を使用することで施設使用料の半額を減免する。	行政経営課						行政経営課		

(2) 安心して過ごせる成育環境の整備

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
59	子どもの未来応援事業【再掲】	・全ての子どもを対象に、食事の提供や学習支援、遊び、見守りを行う「子どもの居場所」事業に取り組む市民団体に対し、運営費の一部を補助し、継続して安定した運営ができるよう支援する。	こども政策課	全ての子どもが、安心して過ごせる居場所づくりを展開し、地域全体で子どもを見守る意識を醸成していく必要があります。 また、支援制度に対する認識の希薄な保護者に対しては、周囲が支援の必要性に気づき、課題を早期に把握したうえで、適切な支援につないでいく必要があります。	全ての子どもや保護者が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることのないよう、地域において、必要な助言や支援等を受けることのできる相談支援等に係る体制の整備や充実が重要であるため、健やかな育成、安定した生活の確保や自立の促進に向けた支援を推進します。				こども政策課	子どもの居場所づくりに取り組む市民団体等を支援し、地域交流を推進していますが、活動地域が一部の地域に偏らず全市的に拡がるよう、居場所づくりに取り組む市民団体の把握に努めます。	子どもの居場所づくりに取り組む団体と情報共有しながら、効果的な啓発を行い、子どもの居場所づくりの活動が市内全域に拡がるよう努めていきます。
60	母子・父子自立支援員の設置	・ひとり親家庭等の保護者を対象に、各種手当、給付、支援制度の案内や相談に応じる。	こども政策課			継続実施	母子・父子自立支援員の設置	・ひとり親家庭等の保護者を対象に、各種手当、給付、支援制度の案内や相談に応じる。	こども政策課	ひとり親家庭等の保護者を対象に、各種手当、給付、支援制度の案内や相談に応じていますが、相談内容が多岐に渡り、他部署との連携、調整が必要となる場合があり、一つの課だけで対応や解決ができないことがあります。	ひとり親家庭等が抱える課題が複雑化・複合化する中で、早期自立につながるよう関係機関等と連携し、重層的な支援を行います。
61	自立相談支援事業	・はだの地域福祉総合相談センター「きゅっち。」で相談者の状態に応じた包括的な相談支援を無料で実施する。 ・経済的困窮や就労に関する相談、子どもがいる世帯の養育、子の健康、環境の不安等の相談に対し、個別面談を実施する。 ・相談の中から、学習支援を必要かつ希望する子どもがいる場合は、生活支援課で行っている学習支援へつないでいる。 ・福祉教育担当職員を通じ、小中学校の教員向けに相談支援について周知する。	生活支援課 社会福祉協議会			継続実施	自立相談支援事業	・はだの地域福祉総合相談センター「きゅっち。」で相談者の状態に応じた包括的な相談支援を無料で実施する。 ・経済的困窮や就労に関する相談、子どもがいる世帯の養育、子の健康、環境の不安等の相談に対し、個別面談を実施する。 ・相談の中から、学習支援を必要かつ希望する子どもがいる場合は、教育指導課で行っている学習支援へつないでいる。 ・福祉教育担当職員を通じ、小中学校の教員向けに相談支援について周知する。	生活支援課 社会福祉協議会	・複合的な課題により生活困窮に陥っている相談者が多く、引き続き、各関係機関と十分な連携を取りながら適切な支援に繋げる必要があります。 ・支援が必要にも関わらず、自らが発信できなかったり、困り感がないなど、潜在的ニーズが把握しきれていないことが課題となっています。	・生活困窮者の支援に係る関係法令の改正等に対応しながら、引き続き、生活に困窮する世帯への支援を実施します。 ・引き続き、自立に向けた相談支援を行うとともに、相談員のスキルアップを図ります。
62	ハートフルサービス	・生活困窮世帯の負担軽減や育児不安の解消、児童虐待防止の一端として、要望のある世帯をホームヘルパーが訪問し、食事づくり、掃除、沐浴等の支援及び助言を行う。 ・世帯所得の状況等に応じて利用料を減免する。	社会福祉協議会			継続実施	ハートフルサービス	・生活困窮世帯の負担軽減や育児不安の解消、児童虐待防止の一端として、要望のある世帯をホームヘルパーが訪問し、食事づくり、掃除、沐浴等の支援及び助言を行う。 ・世帯所得の状況等に応じて利用料を減免する。	社会福祉協議会	サービスの安定的な提供体制を維持するための担い手の確保・育成が課題となっています。	引き続き、サービスを提供するとともに、サービス提供体制の強化を図ります。

(3) 保護者の自立に向けた環境の整備

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
63	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業【再掲】	・ひとり親家庭の自立を促進するため、スキルアップを支援する。ひとり親家庭の母又は父が、雇用保険制度の教育訓練給付の講座を受講し、終了した場合に経費の一部を支給する（雇用保険法施行規則の規定による教育訓練給付金の有無により、支給割合が異なる）。	こども政策課	親が正規雇用を希望しても学歴や資格等を理由に不安定な雇用形態を選ばざるを得ないケースが多くあり、子どもの生活環境や就学等に支障が生じることがあります。	親が働いて収入を得ることは、生活の安定を図るうえで重要であることに加え、その働く姿に子どもたちが接することにより、将来の就労への意欲や、自立心を育むことができます。しかし、親自身の状況やその置かれている環境から、就労の機会や十分な収入が得られないことも多いため、その状況等に応じた支援の充実を図ります。				こども政策課	親が正規雇用を希望しても資格等を理由に不安定な雇用形態を選ばざるを得ないケースが多くあり、子どもの生活環境や就学等に支障が生じることがありますが、事業実施により、資格やスキルを生かした安定的な就労につながっており、自立支援を促進することができています。	親が働いて収入を得ることは、生活の安定を図るうえで重要であることに加え、その働く姿に子どもたちが接することにより、将来の就労への意欲や、自立心を育むことができます。親自身の状況やその置かれている環境から、就労の機会や十分な収入が得られないことがないよう、雇用促進の担当部署や関係機関と情報共有を図りながら、その状況等に応じた支援の充実を図ります。
64	母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業【再掲】	・ひとり親家庭の母又は父が、就職に役立つ資格を取得し、生活の安定を図ることができように支援する。 ・養成機関で1年以上の教育課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる者に一定額を支給する。	こども政策課	また、職を得るにとどまらず、仕事と両立して安心して子育てができる労働環境を確保する必要があります。					こども政策課		

（４）生活基盤の安定に資する経済的支援

現行計画						修正内容					
No.	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性	実施状況	事業名	事業内容	担当課	現状・課題	取組の方向性
65	児童扶養手当給付事業	・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、世帯所得の状況等に応じて手当を支給する。	こども政策課	子育て家庭の経済的負担を軽減するため、世帯所得の状況等に応じて各種手当、給付等を実施していますが、必ずしも、子どもに対する効果的な支援として、十分に行き届いていない場合があります。	子どもたちや保護者にとって、生活基盤の安定に資する経済的支援は非常に重要であるため、生活保護、各種手当、助成や貸付等に関する諸制度について、活用を促進するための相談支援体制の整備を推進します。	継続実施	児童扶養手当給付事業	・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、世帯所得の状況等に応じて手当を支給する。	こども政策課	子育て家庭の経済的負担を軽減するため、世帯所得の状況等に応じて各種手当、給付等を実施していますが、必ずしも、子どもに対する効果的な支援として、十分に行き届いていない場合があります。	子どもたちや保護者にとって、生活基盤の安定に資する経済的支援は非常に重要であるため、生活保護、各種手当、助成や貸付等に関する諸制度について、活用を促進するための相談支援体制の整備を推進します。
66	養育者支援金給付事業	・父又は母に養育されていない子どもを養育している養育者が、公的年金を受給しているために、児童扶養手当を受給できない場合に支援金を支給する。	こども政策課			継続実施	養育者支援金給付事業	・父又は母に養育されていない子どもを養育している養育者が、公的年金を受給しているために、児童扶養手当を受給できない場合に支援金を支給する。	こども政策課		
67	母子父子寡婦福祉資金貸付制度	・ひとり親家庭等の経済的自立や子どもの福祉向上を図るため、県が行っている修学資金等各種資金の貸付制度の相談や申請を支援する。	こども政策課			継続実施	母子父子寡婦福祉資金貸付制度	・ひとり親家庭等の経済的自立や子どもの福祉向上を図るため、県が行っている修学資金等各種資金の貸付制度の相談や申請を支援する。	こども政策課		
68	ひとり親家庭等医療費助成事業	・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、子ども及び母（父）の入院・通院にかかる保険適用を受ける医療費の自己負担分を助成する。	こども政策課			継続実施	ひとり親家庭等医療費助成事業	・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、子ども及び母（父）の入院・通院にかかる保険適用を受ける医療費の自己負担分を助成する。	こども政策課		
69	上下水道料金等の減免	・ひとり親家庭等の水道料金及び公共下水道使用料の基本料金を世帯所得の状況等に応じて減免する。	こども政策課			継続実施	上下水道料金等の減免	・ひとり親家庭等の水道料金及び公共下水道使用料の基本料金を世帯所得の状況等に応じて減免する。	こども政策課		
70	未熟児養育医療費助成事業	・出生時の体重が2,000g以下又は生活力の虚弱な乳児が指定医療機関に入院した時の費用を給付する。	こども家庭支援課			継続実施	未熟児養育医療費助成事業	・出生時の体重が2,000g以下又は生活力の虚弱な乳児が指定医療機関に入院した時の費用を給付する。	こども家庭支援課	・未熟児の養育医療は、未熟児の出生から退院までの入院治療に対する費用の給付事業です。産婦は自身の退院間もない時期に児の給付申請の手続を行う必要があることから、身体的・精神的な負担があるため、申請の案内に当たっては丁寧かつ迅速な対応が必要です。	・未熟児に対する出生から退院までの間、保護者の負担軽減につながるよう、医療給付を迅速に行います。
71	認定こども園、保育所等の保育料の減免	・幼児教育・保育無償化の対象とならない0～2歳児までの保育料を世帯所得の状況等に応じて減免する。	保育こども園課			継続実施	認定こども園、保育所等の保育料の減免	・幼児教育・保育無償化の対象とならない0～2歳児までの保育料を世帯所得の状況等に応じて減免する。	保育こども園課	子育て家庭の経済的負担を軽減するため、世帯所得の状況等に応じて各種手当、給付等を実施していますが、必ずしも、子どもに対する効果的な支援として、十分に行き届いていない場合があります。	子どもたちや保護者にとって、生活基盤の安定に資する経済的支援は非常に重要であるため、生活保護、各種手当、助成や貸付等に関する諸制度について、活用を促進するための相談支援体制の整備を推進します。
72	認定こども園、幼稚園、保育所等の給食費等の減免等	・認定こども園、幼稚園及び保育所等に入所する3～5歳児までの給食費等を世帯所得の状況等に応じて減免、助成又は補足給付する。	保育こども園課 学校教育課			継続実施	認定こども園、幼稚園、保育所等の給食費等の減免等	・認定こども園、幼稚園及び保育所等に入所する3～5歳児までの給食費等を世帯所得の状況等に応じて減免、助成又は補足給付する。	保育こども園課 学校教育課		
73	ファミリー・サポート・センター利用料助成事業	・ファミリー・サポート・センターの利用料の半額を世帯所得の状況等に応じて助成する。	こども政策課	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、引き続き世帯所得の状況等に応じて利用料の一部助成を継続し、事業の周知を図ります。	子どもたちや保護者にとって、生活基盤の安定に資する経済的支援は非常に重要であるため、生活保護、各種手当、助成や貸付等に関する諸制度について、活用を促進するための相談支援体制の整備を推進します。	継続実施	ファミリー・サポート・センター利用料助成事業	・ファミリー・サポート・センターの利用料の半額を世帯所得の状況等に応じて助成する。	こども政策課	子育て家庭の経済的負担を軽減するため、世帯所得の状況等に応じて利用料の半額を助成しており、ファミリー・サポート・センター利用者に対して制度の周知を行っています。が、経済的な理由からファミリー・サポート・センターそのものを利用していない人への周知方法を検討します。	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、引き続き世帯所得の状況等に応じて利用料の一部助成を継続し、事業の周知を図ります。
74	病後児保育事業利用料の免除	・病後児保育事業の利用料を世帯所得の状況等に応じて免除する。	保育こども園課			継続実施	病後児保育事業利用料の免除	・病後児保育事業の利用料を世帯所得の状況等に応じて免除する。	保育こども園課	子育て家庭の経済的負担を軽減するため、世帯所得の状況等に応じて各種手当、給付等を実施していますが、必ずしも、子どもに対する効果的な支援として、十分に行き届いていない場合があります。	子どもたちや保護者にとって、生活基盤の安定に資する経済的支援は非常に重要であるため、生活保護、各種手当、助成や貸付等に関する諸制度について、活用を促進するための相談支援体制の整備を推進します。
75	児童ホーム利用料の減免	・市立児童ホームの利用料を世帯所得の状況等に応じて減免する。	こども育成課			継続実施	児童ホーム利用料の減免	・市立児童ホームの利用料を世帯所得の状況等に応じて減免する。	こども育成課	制度が十分に行き届いていない場合があります。	制度の活用を促進するため、ホームページや広報等で周知します。
76	寡婦（夫）控除等のみなし適用	・税法上の寡婦（夫）控除が適用されない未婚のひとり親家庭に対し、世帯所得等に応じて負担額及び給付額を決定している場合に、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施する。	こども政策課			廃止			こども政策課	地方税法の一部改正により、ひとり親に対する所得控除等が見直され、未婚のひとり親が地方税法上のひとり親控除の対象とされたことに伴い、市独自の「寡婦（夫）控除等のみなし適用」の制度が不要となったため、令和3年度をもって対象となっている31事業の適用を終了した。	